

千代田区立九段小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 8 日 教育委員会決定
平成 29 年 5 月 9 日 一部改訂
令和 6 年 4 月 1 日 一部改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こり得るものであるという認識の下、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的な対応をする必要がある。いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対応に取り組む。

人権尊重の精神のもと、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けさせる。本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進める。

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【平成 25 年 9 月 28 日施行 「いじめ防止対策推進法 第 2 条」より】

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、「いじめ」に該当するか否かを判断する。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団から無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・所持品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす。重大な人権侵害にあたり、被害者、加害者及び周囲の児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、児童は、いじめを行ってはならない。刑事罰の対象となり得る不法行為に該当し、損害賠償責任が発生することもある。

3 いじめに対する基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。本方針は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、いじめがなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、本方針は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、本方針は、いじめられた児童の生命・心身を保護することが特に重要と認識し、組織的にいじめの問題を克服することを目指す。

そして、教職員の不適切な認識や言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。(障害のある児童、外国から帰国した児童、外国人の児童、性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童、東日本大震災により被災した児童・原子力発電所事故により避難している児童・コロナ感染児童や感染に関わる児童・紛争等により外国から避難している児童等、指導の在り方に注意を払う)

4 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢 ～本校からいじめの一掃を目指す～

(1) 教員の指導力の向上と組織的対応(学校一丸となって取り組む)

- ◎教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力の向上を図る。
- ◎学校全体による組織的な対応を行う。
- ◎いじめ対策委員会を核とし、各々の教職員の役割を明確化する。

(2) 児童からの声を確実に受け止め、児童を守り通す

- ◎学級担任として、児童への積極的な働きかけをする。
- ◎学級での生活アンケートや学校いじめ相談メールを活用する。
- ◎スクールカウンセラーによる面接をする。特に5・6年生は全員面接を行う。
- ◎被害の児童の状況をきめ細かく把握する。
- ◎いじめに関する声を聞いた際は、その時点で重大なものと判断し、調査を行う。

(3) いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり

- ◎子どもを守り通すことを宣言する。
- ◎守るための取組を、保護者や地域と連携して行う。
- ◎守るための取組を、継続的かつ徹底して行う。
- ◎「いじめを見て見ぬふりしない」よう、道徳や特別活動等での指導、児童会による主体的な取組を行う。

(4) 保護者・地域・関係機関との連携

- ◎保護者会等を活用した情報の共有をする。
- ◎地域人材との連携による児童の見守りをする。
- ◎いじめの対応状況に応じて、区教育委員会、警察や医療機関、福祉機関等と連携した対応をする。

5 いじめ防止のための校内組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことがないように、組織として対応する。

- (1) 校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、校長、副校長、生活指導主任、その他校長が認める者(関与職員や各分野の専門家等)とする。
- (2) 役割は、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) いじめの問題が複雑化・多様化する中で、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、学校だけではなく、「学校健全育成サポートチーム」を設置する。いじめに関する情報を共有し、連携して対応する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの未然防止のための取組

いじめは、どの児童、どの学級でも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止が大切である。全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築し、いじめを生まない豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。「いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）」では、「未然防止～いじめを生まない、許さない学校づくり～」として、次の2点を挙げている。「千代田区いじめ防止等のための基本方針」を受け、本校独自の取組も行っていく。

（１）教員の指導力向上と組織的対応【期日・期間：担当】

① 学校いじめ対策委員会の設置【年度初め：校長】

- ・校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、校長、副校長、生活指導主任、その他校長が認める者（関与職員や各分野の専門家等）とする。

② 学校いじめ防止基本方針の策定【年度初め：生活指導部】

- ・法第13条に基づき学校が作成（更新）し公表する。
- ・法第23条第1項に基づき、学校の教職員はいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学年主任や生活指導主任等に報告する。報告を受けた学年主任や生活指導主任は、確実に管理職に報告を行い、学校の組織的な対応につなげる。

③ 学級担任による問題を抱えた児童への積極的な働きかけ【毎日：各担任】

- ・学級担任は、学級経営の責任者であり、いち早く学級内の児童の変化に気付くことができる立場にあることをしっかりと自覚し、とりわけ問題を抱えていると疑われる児童が居る場合には、積極的にコミュニケーションをとり、児童から信頼され、相談されやすい人間関係を構築する。安心で安全な居場所づくりと心の通い合う学級づくりに努める。（各自毎日振り返る。）
- ・児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業作りに努める。

④ 学校健全育成サポートチームの設置【1学期：校長】

- ・いじめの問題が複雑化・多様化する中で、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、「学校健全育成サポートチーム」を設置する。

⑤ いじめに関する校内研修の実施【各学期1回（6月・10月・2月に実施）：生活指導主任】

- ・学校は、いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、教職員が確実に理解し実践できるようにするため、教職員に対する校内研修を年3回実施する。

⑥ いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行【1学期中：生活指導主任・各担任】

- ・東京都教育委員会「いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻[実践プログラム編]」を活用し、年間の指導計画を立て、授業を行い、児童の変容を見とり、指導改善を図る。授業後には授業の成果を見とり、次年度に向けた改善案を作成する。

⑦ WebQ uestions テストの実施【1、2学期：教育相談担当・全学級担任】

- ・Webテストを行うことで、「いじめ被害を受けている可能性の高い児童はいないか」や「学級集団の雰囲気はどうか」など把握し、指導に生かす。

⑧ たてわり班活動の実施【通年：全教職員】

- ・異学年との遊びや清掃活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、思いやりをもち人と関わる力を一層身に付けさせる。

⑨ ニュー九段スタイル【通年：全職員】

- ・学習ルール の共通化を図り、学習規律の確立と学習意欲の向上を図る。
- ・学びのスタンダード、声のものさし、正しいしぜいの形を示すことで、学習規律を確立させる。

⑩ 楽しい授業・分かる授業づくり【通年：全教職員】

- ・教師一人一人が研修と修養を重ね、指導力を高める。
- ・一人一人の児童の定着度や課題の把握に努め、基礎的・基本的事項の徹底習得を図る。
- ・3～6年生の算数科では、習熟度別少人数指導の充実を図り、個に応じた能力の伸長を図る。
- ・グループ学習や協働的な活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。

⑪ 言語活動の充実【通年：全教職員】

- ・隔週火曜日の「言葉の時間」を充実させ、「自ら考え、豊かに表現し、互いに認め合い、高め合える子」を育成する。

(2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組【期日・期間：担当】

- ① いじめ問題に関する授業の実施【各学期1回（4月（再掲）・9月・1月に実施）：生活指導主任】
 - ・定期的に児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするため、道徳の授業や特別活動において、年に3回（学期始め）は、「いじめに関する授業」を実施する。（「いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻〔実践プログラム編〕」）
- ② 弁護士等を活用した法教育の実施【12月：人権集会：生活指導部】
 - ・いじめは刑事罰や損害賠償請求の対象になりうることなど、法的観点から実社会といじめとの関係について児童に学ばせるため、人権集会や社会科の授業などで、いじめと関連した法教育を実施する。
- ③ 言葉の暴力撲滅キャンペーン等、児童会による主体的な取組の支援【2学期中：代表委員会】
 - ・学校は、児童会により行われる「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組（「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等）を実施する。

2 いじめの早期発見のための取組（＊「いじめ対策委員会」を核として対応する。）

いじめを早期発見するためには、教職員や保護者などの大人が児童からの発信を確実に受信して対応することなど、的確な情報の受信と迅速な対応が必要である。このため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが大切である。「いじめ総合対策(いじめに関する専門家会議報告)」では、「早期発見～いじめを直ちに発見できる学校づくり～」として、次の4点を挙げている。「千代田区いじめ防止等のための基本方針」を受け、本校独自の取組も行っていく。

(1) 児童の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知する【期間・期日：担当】

- ① 定期的な「生活意識アンケート」の実施
【年2回：東京都教育委員会からの「生活意識調査」を実施：生活指導部】
 - ・児童の食欲低下や寝不足等の日常生活の変化を確認し、いじめにつながる生活状況を確認する。
- ② スクールカウンセラーによる全員面接【1学期中：5年・6年・スクールカウンセラー・各担任】
 - ・児童が、躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境を整えるため、思春期の入り口にさしかかる小5・小6について、毎年年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ③ 定期的な個人面談の実施【各学期1回（6月・11月・2月に実施）：各担任】
 - ・年3回程度、児童との二者面談を行い、児童の表情を見ながら、本人のことだけでなく友人のことや学級のことについて把握する。（面談の結果により、スクールカウンセラーの活用。面談の結果をいじめ対策委員会に報告する。）
- ④ 全職員による校内巡回等を通じた児童の観察【日常（授業中・休み時間・放課後）：全職員】
 - ・学級経営を学級担任まかせにしないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラーや全職員が校内巡回等を行い、多くの目で児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で見守っているというメッセージを発する。
 - ・全職員が共通理解しておかなければならない事柄については、毎日の夕方の会議で説明する。
- ⑤ 生活アンケートの実施【各学期1回（6月・11月・2月に実施）：各担任】
 - ・いじめにつながるような項目について、全ての児童を対象に定期的なアンケートを実施し、児童やクラスの実態を十分に把握する。（調査用紙やSCによる相談記録は5年間保存する。）
- ⑥ 全校朝会での講話【全校朝会時：校長・週番担当者】
 - ・「仲間はずれはよくないこと」や「いじめは決して許されない」ことについて、週の初めに全校児童に向けてメッセージを送る。
 - ・「教職員は必ず守る・助ける」「学校全体で児童達を見守っている」というメッセージを発する。

(2) 被害の児童、周囲の児童からのいじめ情報の確実な受信【期日：担当】

①効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用【各学期1回：生活指導部】

- ・効果的にいじめの実態把握ができるよう、年3回の「ふれあい月間」の取組で、いじめ等の実態を把握する。学校は、実態調査で収集した情報に基づき、必要に応じ校内で共有、共通実践する。

②生活アンケートの実施【各学期1回（6月・11月・2月に実施）：各担任】

- ・学校は、児童が学校にいじめの相談をしやすくするため、いじめにつながるような項目について、全ての児童を対象に定期的なアンケートを実施し、児童やクラスの実態を十分に把握する。

③東京都教育委員会作成のいじめ防止カードの活用【カード配布後：生活指導部・各担任】

- ・いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、いじめ防止に関する意識を高める。

④言葉の暴力撲滅キャンペーン等、児童会による主体的な取組の支援【2学期中：代表委員会】

- ・児童会により行われる「いじめを見て見ぬふりしない」ことを意識し、実践するための取組を支援する。

(3) 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見【期日：担当】

①児童の行動の記録【随時：生活指導部・各担任】

- ・教職員が児童たちの変化を見逃さないようにするとともに、一人で抱え込むことがないように、日常から児童の変化に関係する情報について付箋等を利用して記録し、組織的に情報共有する。

②ファイリングの徹底【随時：生活指導主任】

- ・児童の変化に関する情報について、全ての教職員が、円滑に情報を共有できるよう、記録のファイルを作成する。転入生について、前籍校でのいじめ情報を把握し、記録ファイルを作成する。

③情報の共有【随時：生活指導主任・担任】

- ・把握したいじめに係わる情報を、夕会や緊急職員会議の開催等により、学校全体で組織的に共有する。

④「いじめ発見のチェックシート」の活用【随時：生活指導部・各担任】

- ・全ての教員により、「いじめ発見のチェックシート」を用いた児童の状況観察を行い、生活指導部において、結果の集約・分析する。

(4) 保護者・地域との連携【期日：担当】

①学校便りや保護者会の積極的な活用【各学期：生活指導部・各担任】

- ・学校便りや保護者会を積極的に活用し、日頃からいじめに対する学校の取り組む姿勢を保護者に説明する。

②保護者相談の実施【年2回の個人面談の実施：各担任】

- ・児童のいじめ等について、教員による個別の保護者相談を実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。

③スクールカウンセラーの保護者への紹介【年度初め：生活指導部】

- ・保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、スクールカウンセラーを年度当初の保護者会で紹介する。

④児童館や学童クラブとの連携【適宜：生活指導部・各担任】

- ・放課後における児童の様子について把握するため、児童館や学童クラブに対し、児童の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報提供してもらえよう依頼し、随時連絡を取り合う。

3 いじめへの早期対応（＊「いじめ対策委員会」を核として対応する。）

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。そのために、家庭や教育委員会への連絡・相談を確実に実施し、事案に応じ、関係機関との連携によりいじめの解決を図る。「いじめ総合対策(いじめに関する専門家会議報告)」では、「早期対応～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～」として、次の4点を挙げている。「千代田区いじめ防止等のための基本方針」を受け、本校独自の取組も行っていく。

(1) 学校いじめ対策委員会を核とした対応

①把握した情報に基づく対応方針の策定

- ・いじめの実態調査等を通じて把握した情報に基づき、適切ないじめの解決のための対応方針を策定し、学校全体で対応方針を共有して、取り組む。

②学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

- ・いじめを把握した場合には、迅速で組織的な対応が不可欠である。学校は、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の児童への支援、加害の児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図る。

(2) 被害の児童・加害の児童・周囲の児童への取組

①被害の児童の安全の確保と、スクールカウンセラー等を活用したケア

- ・被害の児童の安全確保のため、状況をきめ細かく把握する。
- ・授業中や休み時間に複数の教員による声かけや、朝会等を利用した情報の共有、登下校の付き添い等を実施する。また、スクールカウンセラーやスクールライフサポーター等も活用し、被害の児童や保護者をケアする。

②加害の児童に対する組織的・継続的な観察・指導等

- ・いじめをやめさせ、再発を防止するために、個々の教員による単発の指導に終わらせることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に加害の児童を観察し、指導を徹底する。また、保護者に事実を連絡することも指導の一環として、保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラー等との連携の下、加害の児童の心のケアを実施する。なお、加害の児童の保護者が、自分の子どもの指導に悩む場合などは、スクールカウンセラー等との連携の下、加害の児童の保護者をケアする。

③いじめを伝えた児童の安全確保

- ・勇気をもって教員等にいじめを伝えた児童を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付き添いや積極的な声かけを通じて、いじめを伝えた児童の安全を確保するための取組を徹底する。その際、保護者とも緊密に連携する。

④東京都教育委員会・千代田区教育委員会作成のいじめ防止カードの活用

- ・いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した東京都教育委員会「いじめ防止カード」や千代田区教育委員会「いじめ相談ホットラインのカード」を活用し、児童たちがいじめを目にしたときには、加害の児童にいじめをやめるよう働きかけたり、被害の児童をいたわったり、励ましたりするなどの行動がとれるように、朝会や学級活動などの機会を通じ、働きかける。

(3) 教育委員会・関係機関との連携

①教育委員会への報告と千代田区教育委員会による支援

- ・いじめ問題があった場合、早期に千代田区教育委員会へ報告し、情報を共有する。

② 学校健全育成サポートチームを通じた警察・児童相談所等の連携・協力

- ・教職員からいじめ報告を受けた場合、学校健全育成サポートチームに報告し、情報共有する。
- ・暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、健全育成サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

(4) 保護者・地域との連携

①保護者会（いじめ対策について説明する会）の実施

- ・いじめの早期解決のために、家庭でいじめについて話し合うことが効果的である。学校は、早期対応の一環として、各学期の保護者会の場で、いじめ対策の取組状況について説明する機会を設け、保護者に対し積極的に情報を提供する。また、保護者との連携・協力関係を構築する。

②PTAの活用

- ・PTAの役員等が被害・加害の児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もある。必要に応じて、協力を依頼する。

③地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

- ・多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、学校は、地域の大人による児童の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用する。

4 いじめの重大事態への対処（＊「いじめ対策委員会」を核として対応する。）

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに千代田区教育委員会に報告する。

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（１）被害の児童の保護・ケア

- ・被害の児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護。
- ・スクールカウンセラー等によるケア。
- ・スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア。
- ・適応指導教室への通級等の実施。

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童に対し、共感的に理解し、不安や心配を取り除くとともに、全力で守り抜くという姿勢で継続的に支援する。

- 受容：つらさや悔しさを十分に受け止める。
- 安心：具体的な支援内容を示し、安心感を与える。
- 自信：よい点を認め、励まし、自信を与える。
- 回復：人間関係（交友関係）の確立を目指す。
- 成長：本人自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
- 心理的ケアを十分に行う。（スクールカウンセラー等との連携）

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力で対応にあたるという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- いじめの事実を正確に伝える。
- 保護者の心情（怒り、不安）を理解する。
- 対応にあたる教職員の真摯な姿勢を伝える。
- 信頼関係の構築を図り、緻密な連絡体制を確立する。

（２）加害の児童への働きかけ

- ・別室での学習を実施する。
- ・懲戒や出席停止にする。
- ・加害の児童とその保護者に対するケアをする。
- ・警察への相談・通報する。

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるように根気強く指導する。

- 確認：いじめの事実関係、背景、理由等を理解する。
- 傾聴：不満・不安等の訴えを十分に聴く。
- 内省：いじめられた子どものつらさに気づかせる。
- 処遇：課題解決のための援助を行う。
- 心理的なケアを十分に行う。（スクールカウンセラー等との連携）

【いじめた児童の保護者への支援】

- いじめの事実を正確に伝え、納得できる説明を行う。
- 保護者の心情（怒り、不安、自責の念等）を理解する。
- 我が子の健全育成や被害者への謝罪の意義を伝える。
- 子どもの立ち直りに向けた具体的な助言をする。

【いじめが起きた集団への働きかけ】

被害・加害児童だけでなく、見て見ぬふりをしていたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、いじめ問題を解決する力を育成する。

○学級全体への指導「いじめは絶対に許されない行為である」ことに気づかせる。

○日頃から、年間指導計画に基づいた道徳教育や人権意識（感覚）を育む取組の充実を図る。

（３）教育委員会・関係機関との連携

- ・教育委員会への報告と連携を図る。
- ・児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携を図る。
- ・都教委「いじめ等の問題解決支援チーム」を活用する。

（４）保護者・地域との連携

- ・いじめ対策緊急保護者会を実施する。
- ・ＰＴＡとの連携を図る。
- ・民生、児童委員等との連携を図る。

（５）いじめ防止対策推進法に基づく対応

- ・いじめ防止対策推進法 第２８条に基づく調査をする。

学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ・いじめ防止対策推進法 第３０条に基づく再調査をする。

地方公共団体が設置する学校は、重大事態の場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、重大事態の調査の結果について調査を行うことができる。

５ 保護者との連携について

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを学校便りや保護者会などで伝えていく。
- ・日頃から、どんなことでも相談できる信頼関係の構築に努める。

６ 学校の取組に対する検証・見直し

- ・学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクル（PLAN - DO - CHECK - ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- ・いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

九段小学校 いじめ対応マニュアル

